

林業・木材産業関係資金のご案内



福井県では林業・木材産業を支援するため、各種資金を扱っています。

■林業・木材産業改善資金（無利子資金）

■林業近代化資金（利子補給制度）

■日本政策金融公庫資金

■木材産業等高度化推進資金

資金の使い方については・・・

詳しくは、県産材活用課または各農林総合事務所（嶺南振興局）へお問い合わせ下さい。

（本庁）

県農林水産部県産材活用課

林業戦略グループ（林業近代化資金）

TEL 0776-20-0448（直通）

公有林グループ（日本政策金融公庫資金）

TEL 0776-20-0698（直通）

ふくいの木利用室（林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金）

TEL 0776-20-0449（直通）

（出先機関）

福井農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課

TEL 0776-21-8213（直通）

坂井農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課

TEL 0776-81-3223（直通）

奥越農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課

TEL 0779-65-1492（直通）

丹南農林総合事務所 林業部 林業・木材活用課

TEL 0778-23-4961（直通）

嶺南振興局 林業水産部 林業・木材活用課

TEL 0770-56-2218（直通）

嶺南振興局 二州農林部 林業水産課 林業グループ

TEL 0770-22-0291（直通）

※各森林組合でも相談を受付けています。（ただし木材産業等高度化推進資金除く）

※また、林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金については

福井県木材協同組合連合会でも相談を受付けています。

制度資金早わかり表

【造林・森林整備・林道開設】

資金使途	改善	近代化	公庫	高度化
苗木を購入する	○	○	○	○
造林する時に必要な経費	○	○（雪害 復旧のみ）	○	○
下刈り、間伐など森林の手入れをする	○	○（一部 施業のみ）	○	×
森林施業を受託する	○	×	×	×
造林・育林用機械を購入する	○	×	○	×
作業道を開設・改良する	○	×	○	○

【林産・加工・流通】

立木を伐採し搬出する	○	○	×	○
素材生産施設・機械を導入する	○	○	○	×
林産物の処理加工施設を導入する	○	○	○	×
林産物の流通・販売施設を導入する	○	○	○	×

【特用林産物の生産】

特用林産物を生産する	○	○	×	×
特用林産物の生産・加工・販売等施設を設置、改良する	○	○	○	×

【立木・素材・製材の取扱い】

素材を購入する	○	○	×	○
立木を購入する	○	○	×	○
製材を購入する	×	×	×	○
製品を開発する	○	×	×	○

【その他施設の整備】

レクリエーション施設を設置する	×	×	○	×
福利厚生施設を導入する	○	×	×	×
安全衛生施設を導入する	○	×	×	×

【その他】

林地等を取得する	×	×	○	×
高性能林業機械のリース料や作業班員研修費用を支払う	○	×	○	×
災害等に伴う負債を整理する	×	×	○	×

改善 ⇒ 林業・木材産業改善資金（無利子融資）：主として設備資金 ※改善資金制度の趣旨から「新たな」経営の開始や「新たな」生産・販売方式の導入にあたるものが対象になります。

近代化 ⇒ 林業近代化資金（利子補給）

公庫 ⇒ 日本政策金融公庫資金（低利融資）

高度化 ⇒ 木材産業高度化推進資金（低利融資）：運転資金のみ

■林業・木材産業改善資金

○資金の目的

林業経営や木材産業経営の改善等を図ることを目的として、先駆的な取り組みを行うために必要な資金を、無利子で貸し付ける資金です。

○貸付けを受けられる事業

事業の目的	具 体 例
新たな林業部門の経営の開始	新たに素材生産やきのこ栽培などを開始するために必要な機械・施設を導入する場合（しいたけ生産施設、木炭生産施設等）
新たな木材産業部門の経営の開始	新たに集成材製造、プレカット加工などを開始するために必要な機械・施設を導入する場合（プレカット加工施設、木材チップ製造機）
林産物の新たな生産方式の導入	生産性向上、品質向上などに役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合（プロセッサ（枝払い・玉切り機）、林内作業車）
林産物の新たな販売方式の導入	売上高の向上などに役立つ販売用機械・施設を導入する場合（グレーディングマシン（含水率測定器）、乾燥施設）
林業労働に係る安全衛生施設の導入	防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払い機等を導入する場合（防振装置付きチェーンソー、人員輸送モノレール）
林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入	休憩室、更衣室、浴場、シャワーなどを付備した施設等を導入する場合（シャワー、トイレ、休憩室等施設）

※改善資金制度の趣旨から、林業・木材産業の「新たな」経営の開始や「新たな」生産・販売方式の導入にあたるものが対象になります。例えば、機械・施設等の導入や更新にあたっては、既存のものとは仕様や性能が異なるものの（改善にあたるもの）が対象となります。

○貸付けを受けられる方

林業関係	森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町村など ※会社の場合、資本の額もしくは出資の総額が1,000万円以下のもの、または常時使用する従業者数が300人以下のものに限られます。
木材産業関係	木材製造業、木材卸売業、木材市場業を営んでいる方々 ※資本の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の会社、または常時使用する従業者数が100人（木材製造業を営む者にあっては、300人）以下の会社もしくは個人に限られます。

○貸付けの限度額

区 分	林業関係	木材産業関係	備 考
個 人	1, 5 0 0万円	1 億円	ただし、予算の範囲内での貸付けとなります。
会 社	3, 0 0 0万円		
団 体	5, 0 0 0万円		

○金 利

無利子（ただし、違約金は年 12.25%）

○償還の方法

償還（据置）期間：10 年以内（うち据置期間 3 年以内）で事業内容により決定

償還方法：均等年賦払（償還期間を 1 年以内とした貸付金は一時払）

○貸付けを受けるための方法

民間金融機関にご相談ください。取扱金融機関は福井銀行、福井信用金庫の 2 行です。

○その他の留意事項

- ・借入れを検討されている方は、お早めにご相談ください（借入の審査等に時間がかかることがあります）。
- ・本資金を借りる方は、利用額に応じた連帯保証人（担保）が必要となります。
- ・農林漁業信用基金の保証を受けることが可能です。
- ・事業の着工は、本資金の交付を受けた後でなければなりません。
- ・貸付金の償還が完了するまでは、本資金で購入・設置した機械・施設等を県の承認を受けずに処分（目的に反する使用・譲渡・交換・貸付けまたは担保に供すること）することはできません。

林業近代化資金

○資金の目的

林業者や森林組合が、林業生産の高度化を図り、その経営の近代化を図るために利用できる制度資金です。

○資金の種類等

令和7年4月1日現在

資金の種類	資金の内容	融資対象者	貸付利率	貸付期間 (うち据置期間)	返済方法
保育資金	次に掲げる事業に必要な資金 (1) 雪害復旧 (2) 枝打ち (3) 間伐	林業者 協業体	1.5%	10年以内 (5年以内)	元本均等
林産物生産資金	素材や特用林産物の生産、樹苗の生産・購入に必要な資金	林業者 協業体または 森林組合	1.5% 森林組合 1.575%	3～10年以内 (0～7年以内)	元本均等
林産物施設資金	素材や特用林産物の生産・流通・加工・販売に必要な施設の造成等に必要な資金	林業者 協業体	1.5%	15年以内 (3年以内)	元本均等
森林組合経営安定化緊急促進資金	事業の高度化、多角化または合理化を進め、経営の安定強化を図るために必要な資金	森林組合	1.06%	1年以内	期日一括

○貸付けを受けるための手続き

- ・本資金は、原則として森林組合の転貸資金となりますので、借入申込書等は森林組合（森林組合が借受者の場合は県森連）に提出していただきます。
- ・森林組合および県森連で借入申込書の審査を受けた後、県において県森連から提出される利子補給承認申請書の審査を行います。
- ・貸付けは、県が利子補給承認申請を承認した後に実行されます。
- ・貸付利率は毎月変動しますのでご注意ください。

■日本政策金融公庫資金

○資金の目的

農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の制度資金です。 ※詳細は日本政策金融公庫へご相談ください

○資金の種類等

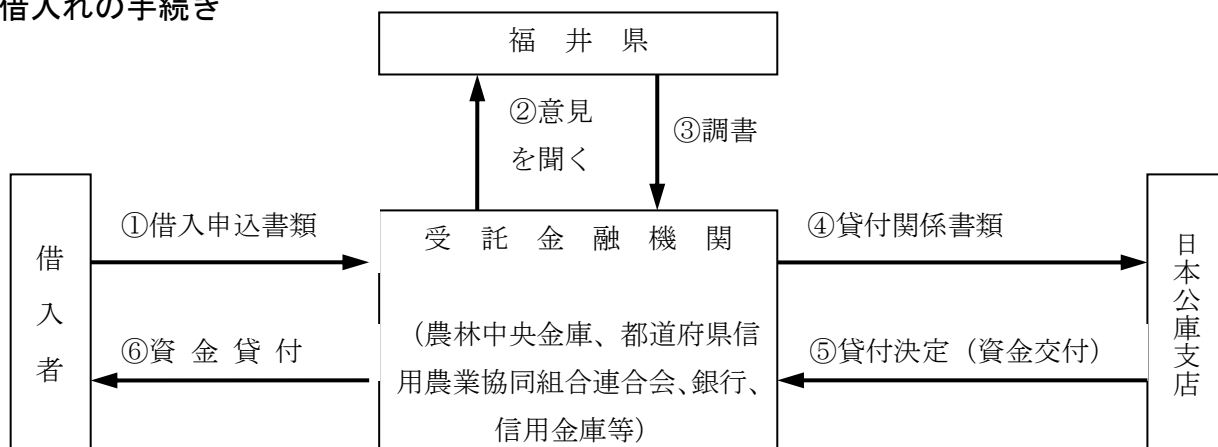
令和7年4月1日現在

主な事業	主な資金	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)
緑と水をはぐくむ森林整備 植林や森林の保有・管理 林道・作業道の開設・改良 造林用機械の購入	林業基盤整備資金 (造林)	補助事業 0.95～1.80% 非補助事業 0.95～1.80%	30～55 年 (20～35 年)
	林業基盤整備資金 (林道)	補助事業 1.80～1.95% 非補助事業 1.80%	20～25 年 (3～7 年)
	森林整備活性化資金	無利子	30 年 (20 年)
経営規模の拡大 造林のための土地の取得 分収林契約による立木の取得	林業経営育成資金 (森林取得)	0.95～1.80%	25～35 年 (25 年)
地域資源を活用した山村の活性化 林産物生産・処理加工施設の整備 森林レクリエーション施設の設置	振興山村・過疎地域 経営改善資金	補助事業 1.95～2.95% 非補助事業 1.80%	25 年 (8 年)

※詳細は県産材活用課または日本政策金融公庫へお問い合わせください。

※貸付利率は変動しますのでご注意ください。

○借入れの手続き



■木材産業等高度化推進資金

○資金の目的

木材産業等高度化推進資金は、林業・木材産業を営む方を対象とした低利の運転資金です。

木材の生産または流通を行う事業者が事業の合理化を推進するために必要な資金および林業者が行う林業経営の改善を推進するために必要な資金を低利で融通する制度資金です。

○資金の種類等

資金の種類	資金の内容		貸付条件
素材生産等 促進資金	①素材生産に必要な 資金	・ 施業集約化費用 ・ 立木購入代金 ・ 作業現場から最終土場までの素材生産実施費用 ・ 作業委託費	[貸付利率（年%）] （短期資金※ ¹ ） 1.35～1.65%※ ³ （長期資金※ ² ） 1.45～1.75%※ ³ ※事業規模等により貸付利率は変動します [貸付限度額] 100,000 千円
	②素材・木材製品の購入に必要な資金	・ 購入代金 ・ 輸送費	
	③上記②で購入等を行った素材等の加工に必要な資金	・ 作業労賃 ・ 電力費、燃料費 ・ その他	
新規需要 創出資金	①素材・木材製品の引取りに必要な資金	・ 購入代金 ・ 輸送費	[貸付利率（年%）] （短期資金※ ¹ ） 1.35%※ ³ （長期資金※ ² ） 1.45%※ ³ [貸付限度額] 100,000 千円
	②素材等の加工に必要な資金	・ 作業労賃 ・ 電力費、燃料費 ・ その他	
木材高度 加工資金	①木材の加工に必要な資金	・ 作業労賃 ・ 電力費、燃料費 ・ その他	[貸付利率（年%）] （短期資金※ ¹ ） 1.35%※ ³ （長期資金※ ² ） 1.45%※ ³ [貸付限度額] 100,000 千円
	②素材の購入に必要な資金 ※JAS 無垢材に限る	・ 購入代金 ・ 輸送費	
	③上記①、②の資金を利用する者への原材料の供給に必要な資金	(素材生産に必要な資金) ・ 立木購入代金 ・ 作業現場から最終土場までの素材生産実施費用 ・ 輸送費 (素材・木材製品の購入に必要な資金) ・ 購入代金 ・ 輸送費 (素材等の加工に必要な資金) ・ 作業労賃 ・ 電力費、燃料費 ・ その他	

林業経営 高度化推進 資金	①造林に必要な資金	・ 作業労賃 ・ 苗木代 ・ 燃料費 ・ 機械・施設の使用料 ・ 作業委託費	[貸付利率（年%）] （短期資金※ ¹ ）1.65%※ ³ （長期資金※ ² ）1.75%※ ³ [貸付限度額] 50,000 千円
	②素材生産の発注に必要な資金	・ 前渡金 ・ 中間払い金 ・ 請負契約に必要な作業労賃	
伐採・造林 一貫作業資 金推進資金	①素材生産に必要な資金	・ 立木購入代金 ・ 作業現場から最終土場までの素材生産実施費用	[貸付利率（年%）] （短期資金※ ¹ ）1.35～1.55%※ ³ （長期資金※ ² ）1.45～1.65%※ ³ ※事業規模等により貸付利率は変動します [貸付限度額] 100,000 千円
	②造林に必要な資金	・ 作業労賃 ・ 苗木代 ・ 燃料費 ・ 機械・施設の使用料 ・ 作業委託費	
木材安定 供給資金	①素材生産に必要な資金	・ 施業集約化費用 ・ 立木購入代金 ・ 作業現場から最終土場までの素材生産実施費用 ・ 作業委託費	[貸付利率（年%）] （短期資金※ ¹ ）1.35%※ ³ （長期資金※ ² ）1.45%※ ³ [貸付限度額] 300,000 千円
	②素材の引取り、加工に必要な資金	・ 購入代金 ・ 輸送費 ・ 作業労賃 ・ 電力費、燃料費 ・ その他	
	③素材等の引取り、流通に係るコーディネートに必要な資金	・ 購入代金 ・ 輸送費 ・ データベース整備費 ・ 作業委託費	
	④素材や木材製品の輸送に必要な資金	・ 作業労賃 ・ 燃料費 ・ 機械・車両の使用料や維持費	
	⑤木材製品利用事業に必要な資金	・ 購入代金 ・ 輸送費 ・ 作業労賃 ・ 電力費、燃料費 ・ その他	

※ 1 短期資金の場合、償還期限は 1 年以内

※ 2 長期資金の場合、償還期限は 5 年以内（据置期間 1 年）

※ 3 農林業信用基金による債務保証（100%）がある場合、上記の利率から 0.4 を減した利率

○ 貸付対象者

資金の種類	貸付対象者
素材生産等促進資金	①森林組合 ②森林所有者（①のみ対象） ②素材生産業者 ④木材製造業者 ⑤木材卸売業者 ⑥木材市場開設者 ⑦ ①～⑥の者が組織する団体
新規需要創出資金	①木材の新規需要の創出が見込まれる木材製品を生産する木材製造業者 ②上記①の者が組織する団体
木材高度加工資金	①下記に該当する事業体等 集成材製造施設、人工乾燥施設、薬剤処理施設、プレカット加工施設、 廃木材破碎・再生処理施設、製材用省力化設備、合板用省力化設備、 木製組立材料製造用省力化設備、合板用原材料として広葉樹から針葉 樹への原料転換を図るための機械設備 ※木材の年間取扱量が概ね 3 千 m ³ 以上 ②合併等により新たに設立された木材の加工等を行う事業体 ※木材の年間取扱量が概ね 5 千 m ³ 以上 ③木材 JAS 製品、乾燥材等の高度加工を行う事業体 ④当該メニューの①、②を利用する者と協定等を締結し、原材料を供給する者
林業経営高度化推進資金	①林業を営む者 ②効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体 ③都道府県知事が認定した森林組合
伐採・造林一貫作業推進資金	①森林所有者 ②森林組合 ③森林組合連合会 ④素材生産業者 ⑤ ①から④の者が組織する団体

○ 貸付を受けるための手続き

- ☐ 木材の生産または流通の合理化を図るための計画（合理化計画）や林業経営改善計画を作成し、知事の認定を受けることが必要です
- ☐ 指定金融機関（福井銀行、福井信用金庫）へ、借入申込書、合理化計画の認定書の写し、決算書等の必要な書類を提出してください